

「蚊類防除用工アゾール、及び蚊類防除方法」に関する特許が明確性を欠くと判断した事例（東京地方裁判所令和7年12月17日判決）

IP ニューズレター

2026年2月10日号

執筆者:

松下 外

g.matsushita@nishimura.com

山崎 泰和

ya.yamazaki@nishimura.com

I 事案の概要

本判決（東京地方裁判所令和7年12月17日判決・令和6年(ワ)第70064号特許権侵害差止等請求事件）は、発明の名称を「蚊類防除用工アゾール、及び蚊類防除方法」とする特許（特許第7026270号。以下「本件特許」といいます。）に係る特許権（以下「本件特許権」といいます。）を有する原告である大日本除蟲菊株式会社が、被告であるアース製薬株式会社の販売するエアゾール（スプレー）タイプの殺虫剤（以下「被告製品」といいます。）が、本件特許権を侵害するとして、販売等の差止と損害賠償を求めた事案に関するものです。

東京地裁は「付着性粒子」（構成要件1F）の意義について判断し、本件明細書と特許請求の範囲の記載から「付着性粒子」の意味内容を当業者が理解することができないものであることから、特許請求の範囲の記載が第三者に不足の利益を及ぼすほどに不明確であり、明確性要件を充足しないとして、被告の特許無効の抗弁を認め、原告の請求を棄却しました。

II 主要な事実

1. 本件の当事者

原告は、本件特許権の権利者である大日本除蟲菊株式会社（以下「原告」といいます。）です。原告は、除虫菊や防虫殺虫剤等の製造販売等を業とする株式会社で、「KINCHO」の著名なブランド名で、蚊取り線香や「キンチョール」の製品名で殺虫するプレーを製造販売しています。

被告は、アース製薬株式会社（以下「被告」）です。被告は、医薬品及び医薬部外品等の製造販売等を業とする株式会社で、「ノーマット」のブランド名で殺虫剤を製造販売しています。

2. 本件特許権の概要

本件特許権は、発明の名称を「蚊類防除用工アゾール、及び蚊類防除方法」とし、特願2015-033653号（出願日：平成27年（2015年）2月24日、優先日：平成26年（2014年）3月4日）を親出願とする第3世代の分割出願に係る特許権です。分割出願日は令和3年（2021年）3月2日、登録日は令和4年（2022年）2月16日です。

本件特許権は、12の請求項からなる特許権ですが、原告は、被告が請求項1、7及び8を侵害すると主張し

ました。請求項 1、7 及び 8 の各クレームは以下のとおりです（以下、請求項 1 記載の発明を「本件発明 1」と、請求項 1 を引用する請求項 7 及び 8 記載の発明を「本件発明 2」、「本件発明 3」といい、これらを総称して「本件発明」といいます。また、本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」といいます。）。

（請求項 1）

- 1A 害虫防除成分と有機溶剤とを含有するエアゾール原液、及び噴射剤を封入してなる定量噴射バルブが設けられた耐圧容器と、前記定量噴射バルブに接続される噴射口が設けられた噴射ボタンと、を備えた蚊類防除用エアゾールであつて、
- 1B 前記害虫防除成分は、メトフルトリン及び／又はトランスフルトリンであり、
- 1C 前記エアゾール原液は、前記害虫防除成分を 14.3 重量%以上含有し、
- 1D 前記噴射ボタンを 1 回押下したときの噴射容量が 0.1～0.4mL となり、
- 1E 前記噴射距離 20cm における噴射力が 25℃において 0.3～10.0g・f となるように調整され、
- 1F 前記エアゾール原液は、前記噴射口から、少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射され、
- 1G 前記エアゾール原液を処理空間に 1 回噴射した場合、前記害虫防除成分の噴射量が 4.5～8 番あたり 5.0～30mg に調整される
- 1H 蚊類防除用エアゾール（但し、自動噴霧装置本体に装着されてなる蚊類防除用エアゾールを除く）。

（請求項 2）

- 2A 前記エアゾール原液を処理空間に 1 回噴射した場合、前記害虫防除成分の効果持続時間は、33 m³以下の空間に対して 10 時間以上である
- 2B 請求項 1～6 の何れか一項に記載の蚊類防除用エアゾール。

（請求項 3）

- 3A 前記エアゾール原液を処理空間に 1 回噴射した場合、前記害虫防除成分の効果持続時間は、33 m³以下の空間に対して 20 時間以上である
- 3B 請求項 1～6 の何れか一項に記載の蚊類防除用エアゾール。

3. 被告製品の販売

被告は「おすぐだけノーマット スプレータイプ」等の名称で、蚊類防除用エアゾールを販売しており、原告は被告の販売する蚊類防除用エアゾール 9 製品（以下「被告製品」といいます。）が本件特許権を侵害すると主張しました。

III 本件の争点

本件では、**被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか**（争点 1）、及び**本件特許の無効の抗弁の成否**（争点 2）が問題となりました。後者については、主として**明確性要件違反**（争点 2-1）が争点となりました（このほか、サポート要件違反、実施可能要件違反、新規性・進歩性欠如も問題となりましたが、ここでは割愛します）。

明確性の観点からは、特に「噴射力」（構成要件 1E）及び「浮遊性粒子」（構成要件 1F）の意義が問題となりました。他方、「効果持続時間」（構成要件 2A・3A）の意義についても争われましたが、裁判所はこの点について判断を示しませんでした。

争点に関する当事者の主張は以下のとおりです。

被告の主張	原告の主張
「付着性粒子」は、その噴射時において「浮遊性粒子」と区別されるものであるところ、①本件明細書は、いずれも粒子径に幅がある多数の粒子からなる「付着性粒子」及び「浮遊性粒子」の好ましい範囲を 90% 粒子径により記載しており、両者の粒度分布は重複するから、任意の粒子につき、粒子径によって「付着性粒子」と「浮遊性粒子」を判別することはできないこと、②同一成分の粒子が処理空間内の露出部に向かい、そこに付着するかどうかは噴射後の偶然に左右されること等からすると、「付着性粒子」と「浮遊性粒子」を区別することはできない。	「付着性粒子」は、処理空間内にエアゾール原液が噴射されて形成された薬剤粒子であって、処理空間内の露出部に付着し、時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子であり、また、粒子に含まれる害虫防除成分の一部が、時間の経過とともに、付着性粒子に含まれる害虫防除成分が揮散することがあるが、処理空間内（壁面等を含まない。）で防除効果を発揮するほどに揮散することはないものをいい、その噴射時において「浮遊性粒子」と区別されていることを要するものではない。

IV 裁判所の判断

裁判所は、争点 2-1（明確性要件違反）のうち「付着性粒子」（構成要件 1F）の意義について、本件明細書と特許請求の範囲の記載から「付着性粒子」の意味内容を当業者が理解することができないものであることから、特許請求の範囲の記載が第三者に不足の利益を及ぼすほどに不明確であり、明確性要件を充足しないとして、被告の特許無効の抗弁を認め、原告の請求を棄却しました。

まず、裁判所は、明確性要件の趣旨及び判断基準について「特許法 36 条 6 項 2 号の趣旨は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合に、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となることにより生じ得る第三者の不測の不利益を防止することにある。そこで、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである」と判示しました。

次に、「付着性粒子」の意義について「前記エアゾール原液は、前記噴射口から、少なくとも一部が処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着する付着性粒子として噴射される」（構成要件 1F）との記載から、「付着性粒子」とは、エアゾール原液が噴射されて形成された薬剤粒子であり、処理空間内における蚊類が止まる露出部に付着することができるが、「付着性」の意義については、特許請求の範囲の記載からは明らかではないとしました。そのうえで、本件明細書の記載を参照し、「付着性粒子」について、以下の記載があることを指摘しました。

- ① 「処理空間に噴射されたエアゾール原液の少なくとも一部が、処理空間内の露出部（例えば、処理空間内に存在する床面や壁面、家具等の構造物の表面等）に付着する付着性粒子として形成されるものとした。」（【0013】）
- ② 「エアゾール原液が処理空間に噴射された際、速やかに処理空間内の露出部に移動し、付着することができる。そのため、露出部に止まっている蚊類を付着性粒子 X の害虫防除成分によってノックダウン又は死滅させることができる。また、処理空間内に侵入し、露出部に止まろうとしている蚊類に対しても害虫防除効果を奏すため、処理空間外へ追い出すことも可能となる。」（【0046】）
- ③ 「付着性粒子 X は処理空間内の露出部に向かって素早く移動し、…1 回噴射してから暫く経過すると、付着性粒子 X は露出部への付着が完了し、付着した状態を維持する。」（【0049】）
- ④ 「処理空間に風が吹き込んできた場合、浮遊性粒子 Y の一部が風に流されてしまったとしても、露出部に付着性粒子 X が留まっている。」（【0050】）

以上の本件明細書と特許請求の範囲の記載から「付着性粒子」とは「**処理空間内にエアゾール原液が噴射されて形成された薬剤粒子であって、処理空間内の露出部（例えば、処理空間内に存在する床面や壁面、家具等の構造物の表面等）に付着し、時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子**」であると解することができるとしました。他方、原告が主張する「粒子に含まれる害虫防除成分の一部が、時間の経過とともに揮散することがあるが、処理空間内（壁面等を含まない。）で防除効果を発揮するほどに揮散することはないものである」ことは、明細書から読み取ることはできないとしました。

そのうえで、「時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子」というためには、単に露出部に付着しただけでは足りないから、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための「**付着の程度**」が明らかである必要がある、とし、「付着の程度」についての特許請求の範囲と本件明細書の記載について、概要以下のとおり認定し、本件明細書の記載をもって、本件発明が規定する「付着性粒子」の意味内容を理解することはできないと判断しました（強調部は筆者らによります。）。

- ・ 本件明細書には、「付着性粒子」の好ましい付着量（「処理空間内の露出部に 1 m²当たり 0.01～0.4mg」（【0016】、【0047】）の記載があるが、付着量を確認する試験方法、測定方法等については何ら記載されておらず、特定の試験方法、測定方法等が本件優先日当時の技術常識であったこともうかがわれないから、上記の記載により、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための付着の程度を具体的に認識することはできない。
- ・ 本件明細書には、実施例及び比較例として、①噴射 2 時間後に捕集した空気中の害虫防除成分の気中濃度を分析して算出した気中残存率についての試験（【0055】（2）、【0056】【表 1】）と、②噴射直後、10 時間後、14 時間後及び 20 時間後の各時点について、蚊を放逐して 50%がノックダウンされるまでの時間（KT₅₀ 値）を測定する防除効果の試験（【0055】（1）、【0057】【表 2】）が記載されている。しかし、上記の実施例が、「時間が経過しても付着した状態を維持し、露出部に止まる蚊を駆除・防除する粒子」の実施例であるとは認められず、上記の①及び②の試験は、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための付着の程度を示すものとはいえない。
- ・ その他、本件明細書に、「時間が経過しても付着した状態を維持」といえるための付着の程度についての具体的な記載はない。

V まとめ

本判決は、特許請求の範囲の記載中の「付着性粒子」の意味内容が不明確であることから、明確性要件を欠き、本件特許に無効理由があると判断しました。

本判決が採用した明確性要件の判断枠組みは、伸縮性トップシートを有する吸収性物品事件判決（[知財高判平成22年8月31日平成21年\(行ケ\)第10434号](#)）等の従来の裁判例を踏襲したものであり、明確性の判断に際しては「特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否か」が考慮されます。

明確性要件を欠くことを理由として、特許の無効が問題となり得るクレームとしては、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決（[最判平成27年6月5日平成24年\(受\)第1204号、第2658号](#)）等で問題となつた物の発明に関する特許請求の範囲をその物の製造方法によって記載する、いわゆる「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」（PBP クレーム）が有名です。

もっとも、PBP クレーム以外でも、例えば「10μm以下の平均粒子径としてなる混合物」との記載について明細書に平均粒子径の定義（算出方法）やその測定方法に関する記載はなく、具体的にどのような平均粒子径を有する粒子からなる混合物を指すかが不明であること等を理由に明確性要件を満たしていないと判断した[知財高判平成21年3月18日平成20年\(ネ\)第10013号](#)等の裁判例もあるところです。本判決においても「付着量を確認する試験方法、測定方法等については何ら記載されておらず、特定の試験方法、測定方法等が本件優先日当時の技術常識であったこともうかがわれない」ことが明確性要件の充足を認めなかつた根拠の 1 つとして挙げられており、技術常識を勘案した上で、一義的な特定に疑義が生じ得る技術的な記載については、明細書中にその特定方法を明示することが重要になり得ると思われます。

本件は事例判断ではありますが、明確性要件違反を理由とする特許無効の抗弁を認めた事例として実務の参考になると思われたため、紹介しました。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com